

○農林水産省告示第二千百六十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第九十八号）第二条第二号の規定に基づき、昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十二号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の規定に基づき農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十八日

農林水産大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>一 (略)</p> <p>二 アンプロリウム・エトバベート製剤、アンプロリウム・エトバベート・スルファキノキサリン製剤、クエン酸モランテル製剤、ナイカルバジン製剤及びハロフジノンボリスチレンスルホン酸カルシウム製剤</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 アンプロリウム・エトバベート製剤、アンプロリウム・エトバベート・スルファキノキサリン製剤、クエン酸モランテル製剤、デコキネート製剤、ナイカルバジン製剤及びハロフジノンボリスチレンスルホン酸カルシウム製剤</p>

附 則

この告示は、平成三十年七月一日から施行する。